解散公告

当法人は、平成二十七年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

大阪府豊能郡能勢町山辺一七三番地二

特定非営利活動法人よつば農業塾

清算人　田中　昭彦

解散公告

当社は、平成二十七年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

大阪府摂津市鳥飼西四丁目二番九号

有限会社辰美計装

清算人　濱本　辰也

解散公告

当社は、平成二十七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

大阪府東大阪市大蓮東三丁目一六番一六号

株式会社巴屋商店

代表清算人　山本　正隆

解散公告

当社は、平成二十七年十二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

大阪府豊中市末広町二丁目七番三号

有限会社新岡

清算人　新岡　きみ

解散公告

当社は、平成二十七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

神戸市東灘区向洋町東三丁目六番地

株式会社ヨシックス

代表清算人　奥田　佳子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

兵庫県西宮市甲山町五三番地四

特定非営利活動法人アガペ甲山医学研究所

清算人　三野　広幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

兵庫県明石市二見町西二見七六七番地の二一

有限会社レアール

清算人　茶谷　毅

解散公告

当社は、平成二十七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

和歌山県日高郡みなべ町晩稲九一番地七

有限会社辻本

代表清算人　辻本　匡伸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

熊本市中央区島崎一丁目四番九号コーポオ

ネスト二〇三号室　クローバー合同会社

清算人　岡田　安史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年十二月七日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

大阪府八尾市北本町二丁目一五番二九―一〇〇七号

医療法人健成会

清算人　吉馴　宏

解散公告（第二回）

当生産森林組合は、平成二十七年四月三十日開催の組合員総会の決議並びに岩手県知事の認可により平成二十七年十一月十六日をもって解散したので、当生産森林組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

岩手県一関市弥栄字茄子沢二三六番地一

富沢生産森林組合

清算人　金田　則士

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年十二月十一日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

石川県金沢市田上町タ一番地一

金沢市田上第五土地区画整理組合

代表清算人　亀田　修一

解散公告

当法人は、平成二十七年十二月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

岐阜県山県市富永五三三番地の一　桂洞院

清算人　久司　宗浩

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年九月五日開催の臨時総会の決議並びに平成二十七年十二月十二日京都府知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

京都府綾部市睦寄町向隅二番地

鳥垣生産森林組合

清算人　熊内　輝夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月六日

大阪市平野区平野上町一丁目一番三号

医療法人優心会

清算人　埜村　優

配当公告

富山市針原中町三四二番地

破産者　ササ井鋼建株式会社

右の者に対する富山地方裁判所平成二十五年（フ）第一一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二、五八四、六一六、四一三円

（内優先的破産債権額　金五九二、五〇〇円）

一、配当することのできる金額

金五二二、〇五八、六一〇円

（内優先的破産債権額　金五九二、五〇〇円）

平成二十八年一月六日

富山市新根塚町三丁目一番三号アドレスビル二階

破産管財人　西川　浩夫